

令和6年7月10日

報道関係 各位

田辺市福祉課  
課長 宇津 裕喜

### 令和6年度田辺市低所得世帯支援金について

令和6年度田辺市低所得世帯支援金（対象世帯1世帯あたり10万円給付）は、デフレ完全脱却のための総合経済対策におけるエネルギー・食料品等の価格高騰の影響により家計への影響が大きい低所得世帯（住民税所得割非課税世帯）に対して支給するものです。

また、対象世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）が含まれる場合は、子育て世帯加算支援金（児童1人あたり5万円給付）が加算されます。

支援金を受けるためには、以下の手続きが必要となりますので、報道方よろしくお願ひいたします。

### 記

- **対象世帯** 基準日（令和6年6月3日）時点で田辺市に住民登録があり、令和6年度分の住民税所得割が非課税の方のみで構成された世帯  
※令和5年度の住民税非課税世帯支援金（7万円）又は住民税均等割のみ課税世帯支援金（10万円）の受給対象となった世帯を除く。  
※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- **支給額** 支給の対象となる1世帯あたり10万円、18歳以下の児童がいる場合は、対象児童数に5万円を乗じた額を加えた金額
- **申請方法等** 対象者には7月9日（火）から順次、確認書を送付していますので、令和6年9月30日（月）までに確認書に必要事項を記入の上、返送してください。支援金を受給するためには、必ず、手続き（返送）が必要となります。
- **その他** 配偶者等からの暴力（DV）を理由に田辺市から避難されている方、又は田辺市に避難されている方  
基準日において、DV等避難者のため、住民票の情報と実態が異なる場合は、居住実態がある自治体に申出をすることによって別世帯の世帯主として取り扱い、支給要件を満たせば、支援金を支給できる可能性がありますので、コールセンターまでご連絡ください。
- **問合せ先** 田辺市低所得世帯支援金コールセンター  
電話番号 0120-300-620  
受付時間 午前8時30分から午後8時まで（日・祝日を除く）  
開設期間 令和6年9月30日（月）まで

◀ 詳細は別紙チラシをご参照ください ▶

■連絡先  
田辺市低所得世帯等支援金窓口  
担当氏名 吉田、早稲田  
電話番号 33-9088  
内 線 3331、3332

# 令和6年度 田辺市低所得世帯支援金のご案内

- 低所得世帯支援金 **(1世帯あたり10万円)** は、令和6年度田辺市住民税所得割非課税世帯を支援する支援金です。
- 支援金を受給するためには、**手続き(確認書の返送)が必要**です。
- 確認書の返送期限は、**令和6年9月30日(月)《消印有効》**です。

## 支給額

1世帯あたり**10万円**

※同一世帯に18歳以下の児童が含まれる場合は、『子育て世帯加算支援金(1人あたり5万円)』が加算されません。

## 支給時期

田辺市が確認書を**受理した日**から**3週間以内**が目安です。

## 支給対象

### 支給対象となる世帯

世帯全員が令和6年度 **「住民税所得割非課税」** の世帯

※令和5年度の住民税非課税世帯支援金(7万円)又は住民税均等割のみ課税世帯支援金(10万円)の受給対象となった世帯、住民税課税者の扶養親族のみからなる世帯は対象外となります。

田辺市から確認書が届きます(要返送)

令和6年6月3日時点で田辺市に住民登録のある対象世帯に確認書を送付します。

[詳しくは裏面へ](#)

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

## 令和6年度住民税所得割非課税の世帯

- 対象となる世帯には、田辺市から、支給内容や確認事項が記載された確認書が届きます。
- 確認書に必要事項を記入して、**返送してください。**

### 【確認事項】

- ・記載された支援金の振込口座に誤りがないか
- ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないか
- ・住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の人がいないか
- ・既に、他の自治体で支援金・定額減税一体支援枠を活用した支援金等を受け取っていないか 等

## 子育て世帯加算支援金について

- 子育て世帯加算支援金（平成18年4月2日以降生まれの児童一人あたり5万円）は、住民税所得割非課税世帯を支援する支援金です。
- 確認書は、低所得世帯支援金の確認書と兼ねています。
- 以下に該当する世帯は、対象となる場合がありますので、コールセンターまでお問い合わせください。
  - ・令和6年6月4日以降に生まれた新生児がいる
  - ・別世帯に扶養している児童がいる

## 支援金の取扱い

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）により、本支援金は差押禁止等及び非課税の対象となります。



低所得世帯支援金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、田辺市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

田辺市低所得世帯支援金コールセンター

**TEL 0120-300-620**

【受付時間】 8:30~20:00（日・祝日を除く）

【開設期間】 令和6年9月30日まで